

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。2023年12月議会、一般質問をさせていただきます。

1つ目、多度津駅周辺整備について。2つ目、多面的機能支払活動組織について。3つ目、公園整備について。一問一答方式でお願い致します。

まず最初に、多度津駅周辺整備についてです。多度津駅を含めた周辺整備について質問します。平成23年に移動等円滑化の促進に関する基本方針で一日当たりの利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅については、平成32年度（令和2年度）までに原則としてバリアフリー化を実施することとなっていました。多度津駅では、ピーク時から減少しても依然3,000人以上の乗降客がおり、香川県でこの方針でのバリアフリー化が出来ていないのは、多度津駅だけです。自由通路も出来て6年になり、エレベーターも整備され多くの人々が毎日利用する駅が、バリアフリー化で繋がっていないのは非常に問題で、もったいないことでもあります。そこで、次の7点について質問します。

1つ目です。バリアフリー化が急がれると思いますが、町は、どのようなお考えでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のバリアフリー化についての町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

JR多度津駅のバリアフリー化につきましては、議員おっしゃるとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法及び基本方針におきまして示されております。令和3年4月に改正されました同基本方針では、3,000人以上の鉄軌道駅のうち、バリアフリー化されていない施設について、国、地方公共団体、鉄道事業者等の間で一層の連携を図り、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限り早期にバリアフリー化を図ることとして、令和7年度までにバリアフリー化実現を努力義務とされているところでございます。町は、国に準じましてバリアフリー化を推進する立場であることから、事業主体であるJR四国や県などの関係機関と様々な整備案について協議を進めてまいりました。多度津駅のバリアフリー化に関しては、駅にエレベーターがなく不便であることから、バリアフリー化している丸亀駅を利用されているという町民の方々のお声もお聞きしておりますので、町としても早期に実現しなければならないと考えております。引き続き、関係機関と共に進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。JRとは、どこまで話が進んでいるのでしょうか。方向性はお決まりでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のバリアフリー化の方向性についてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津駅のバリアフリー化の整備案につきましては、費用面や運用面をはじめ、利用者の利便性や動線等も鑑みながら様々な案を関係機関と共に協議してまいりました。整備案につきましては、橋上駅や橋上改札を設置する案についてのご意見もあり、協議を継続してまいりましたが、協議の結果、早期にバリアフリー化を図る必要性や財政面などを考慮し、現在の駅舎南側に連絡通路及びエレベーターを整備する案を進めていくこととなりました。なお、多度津駅バリアフリー化の整備時期につきましては、国との協議等も必要なため、現時点では未定でございますが、令和6年度中には、設計に着手出来るよう協議を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。国の補助等は、ないのでしょうか。お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員のバリアフリー化に係る国の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました整備案につきましては、国の鉄道駅総合改善事業補助金を活用することとしております。この制度につきましては、事業主体であります鉄道事業者、今回であればJR四国に対し、国が3分の1の補助を行います。国の交付限度額が地方自治体の補助額の範囲内となることから、最大限国費を活用するためには、自治体が国と同額の補助金を交付する必要があります。県にも負担頂くことを考えておまして、鉄道事業者が3分の1、国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1ずつ事業費を負担することを想定しております。今後は関係機関に加え、国とも協議を行う必要があることから、連携を密にし、バリアフリー化の早期実現に向けて準備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

現計画の駅舎南側に連絡通路及びエレベーターを整備する案での総事業費は、幾ら位になるのでしょうか。町の負担額はどの程度になるのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お答えを頂きたいと思えます。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の多度津駅バリアフリー化に係る総事業費及び町の負担につきましての再質問に答弁をさせていただきます。

総事業費につきましては、詳細な設計をしなければ事業費の算出は困難ではございますが、現時点で全体事業費として、10億円程度は必要になると見込んでおります。そのうち、町の負担と致しましては、1億7,000万円程度を見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

町の財政は非常に厳しいところではありますが、出来るだけ早く利用しやすい多度津駅に町としても予算計上して、要は、みんなが使いやすいものを是非ともお願いしたいと思います。

次、4つ目です。今年度、新たに整備された駅東西の駐輪場や現在整備されている西側駅前広場等も含めた駅周辺施設の清掃等を含めたメンテナンスについてはどのように考えられていますか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の新たに整備された駅東西の駐輪場や西側駅前広場等も含めた駅周辺施設の清掃等を含めたメンテナンスについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の駅周辺施設につきましては、緊急避難路として緊急防災・減災事業債で整備した町道425号線、幸見通りの自由通路や都市構造再編集中支援事業で整備した自由通路内のエレベーター、駅東西の駐輪場及び駅東側広場と現在、整備を進めております駅西側広場がございます。

既に整備が完了している自由通路の清掃等につきましては、シルバー人材センターに清掃業務を年間委託し、月1回の清掃を実施しており、また、エレベーター内の清掃につきましても民間清掃業者に年間委託し、月12回程度の清掃を実施しております。なお、エレベーターにつきましては法定検査が義務付けられていることから、専門業者に保守点検業務を委託し、月1回の定期点検を実施しております。議員ご質問のとおり駅周辺施設の清掃や緑地帯などの庭園維持管理は、今後、新たに維持管理が必要となります駅東西の駐輪場及び広場につきましては、現在、年間で北駅前周辺緑地帯の庭園維持管理を委託しているシルバー人材センターに清掃及び庭園管理業務を委託したいと考えております。

今後も引き続き、町民の皆様が快適に施設利用の出来るよう、施設の適正な維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。自由通路についてのメンテナンスについて昨年質問をさせていただきましたが、きれいに保たれているとは思えない状況ですが、年に何回か通路を高圧洗浄での清掃等は考えられませんか。お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の自由通路の高圧洗浄での清掃等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の町道425号線、幸見通りの自由通路の清掃につきましては、先程の答弁と重複致しますが、現在、シルバー人材センターに年間の清掃業務を委託しており、月1回の拭き掃除及び手摺や壁・床などの拭き掃除をお願いしております。また、高圧洗浄が必要な汚れがあった場合には部分的ではございますが、高圧洗浄に

て清掃を実施しております。

議員ご指摘のとおり、本来であれば自由通路の汚れには、定期的な高圧洗浄での清掃が最適ではありますが、自由通路周辺に散水栓が設置されていなかったこともあり、現状では部分的な高圧洗浄での清掃となっております。今後は、施設を適正に管理出来るよう駅東西の広場整備工事において、自由通路周辺に散水栓を設置する計画になっており、定期的な高圧洗浄の清掃等の検討も含め、委託業務内容の見直しをするなど施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6つ目です。駅周辺施設等の維持管理計画の作成が必要と思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の駅周辺施設等の維持管理計画の作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の駅周辺施設等の維持管理計画の作成につきましては、駅周辺の施設として緊急避難路でもあります町道425号線、幸見通りの自由通路及びエレベーター、東西駐輪場、駅東側広場及び現在、整備中であります駅西側広場があります。また、先程の政策観光課長の答弁にもありましたように、今後の多度津駅バリアフリー化に伴う周辺整備や関連施設などの施設も含めた駅周辺施設の維持管理に関しましては、計画的に行うことが必要だと考えております。今後は、維持管理計画の作成も含め、維持管理費のコストの縮減に向け、関係各課と連携を図りながら、適正な維持管理を務めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

7つ目です。西側駅前広場のS L展示車両の北側に移設される予定のJ Rからタダで頂いた給水塔について、現在はどのような状況なのでしょう。最近見かけなくなりましたが、どこかに保管されているのでしょうか。お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員のS L展示車両の北側に移設予定であった給水塔の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

四国旅客鉄道(株)多度津駅構内に設置されていた「給水塔二」について、令和2年2月17日に同社より「給水塔二」の老朽化が進行し列車運行及び第三者被害の危険性が高まっているために、同給水塔の登録有形文化財の登録を抹消した後、撤去して一般公衆等の安全を確保したい。との打診がありました。それを受けて町では、「駅周辺開発を行う際に、モニュメント（記念建造物）として活用するため譲り受けたい。」と同社に申入れを行いました。令和3年2月4日付の官報第426号において「J R多度津駅構内給水塔二」の登録有形文化財の登録が抹消されたことが告

示され、同年2月5日に同社より本町に譲渡されました。その後、JR多度津駅敷地内に同給水塔が仮置きされていましたが、タンクの老朽化が激しく、台風等の強風により屋根部分が飛散する恐れがあったことから、ネットを敷設するなどの対策を講じました。駅周辺開発計画の中ではSL展示車両の北側にモニュメントとして設置することになっていましたが、設置後に同給水塔の屋根部分等の飛散により列車の運行に支障が発生し、その損害に対する補償が発生する可能性があったことからモニュメントとして活用することを断念し、令和5年7月22日から23日までの2日間で撤去・処分することになりました。しかし、同給水塔は本町の鉄道文化に大きな役割を果たしていたものであり、この事実を後世に伝えていく必要があると考え、SL展示車両の北側に給水塔に係る説明看板と「給水塔二」の脚部として活用されていたレールの一部を展示することにしています。なお、同レールは1916年、大正5年に官営八幡製鉄所で製造され、線路として活用された後、蒸気機関車の給水塔の脚部として昭和26年から昭和40年まで再利用されていたという歴史があります。このため、予算を確保した後、この展示の用に供しない残りのレールを約1.5cm幅に切断し、町のクラウドファンディングの返礼品とするなど、その価値を活かした活用方法を検討したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

驚きの一言です。再質問させていただきます。

JRが不要となったものを町としては、歴史的文化遺産とか多度津町として町史に残るもの、また、文化財的な価値があるものとして、整備をしたいということで、今まで委員会等でも移設するに500万とか、駅前広場整備工事の給水塔移設に132万とか予算が計上されてます。非常に無駄なので止めたらどうですかというお話をしたんですが、今言ったような文化価値があるとして管理をしていきたいということだったんですが、いつの間にか無くなっておりました。予算計上していたお金については、どうなっているのか。それと今までこういった歴史的文化遺産とか非常に町としては大事なものであるとかいうのが、どうして一瞬にして無くなったのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。

生涯学習課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回、撤去致しました「給水塔二」に関しましては、計画どおりSL展示車両の北側に設置をする予定で検討してございました。そしてJRの敷地内に、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、仮置きをしておったんですけれども、仮置きをしている間、元々JRの方から町の方に打診があった際にも老朽化していますという話はあったんですけれども、仮置きをしているところで説明にもあったとおり、さらに屋根の部分と屋根の壁面の部分、そこも剥離をしてきました。そこでネットをかけた訳なんですけれども、老朽化が私方の町が思っていた以上に進んで、もう飛散

するということが明確になってきたというところで、これをこのままS L北側のところに設置をすると、すぐ横には架線が通っておりますので、その架線のところに引っかかるなどして列車の運行に支障があって、通勤通学の方々にご迷惑がかかっても困るということもあって、総合的に考えた上で、これは撤去しなければJRの方に対しても損害もありますし、町としてもその補償をこの財政の厳しい中で背負うことも難しいという中で、撤去を決定したという流れがございます。その予算に関しましては、当然ながら設置しておりませんので、その予算に関しては活用はしておりません。ただ一方で、JRの土地の賃借料です。これに関しては、発生してございます。契約の中では1年間で2万2,400円を支出するというところで契約してございました。このJRの土地の賃借に関しましては、令和2年10月の15日から令和5年7月の31日までという期間での契約でございました。ですので、全部で21ヶ月、仮置きのためにJRにお借りしたということでございます。ちょっと10月15日からですので、日割り計算で、具体的な数字が出て来ないんですけども、21ヶ月なので3万9,200円ですので、これよりは少ない額になろうかと思っておりますけれども3万9,200円よりは少ない額の賃借料、これは発生してございます。それと「給水塔二」の撤去処分に関しましては、先ほどの答弁でもありましたとおり7月22日、23日、この2日間で撤去処分をしております。この費用に関しましては66万5,390円。約67万円程度費用かかってございます。また、これから必要になってくる予算でございます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、設置看板、そして展示用のレールを設置するというところで、予算が約41万円かかる予定でございます。しかし、この看板設置に関しましては、先ほど答弁にありましたとおり、本町の鉄道文化遺産という形を後世に伝えていきたいということの思いがありますので、この41万円の予算を使って、この看板を設置して後世に伝えていきたいという風に考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

あれほど鼻息の荒かった歴史的文化遺産が、2日間で無くなったということにも非常に驚きですので、また、色々詳しくは委員会の方で、ご説明を頂きたいと思っております。

次、2つ目の多面的機能支払活動組織についてお伺いしたいと思います。多面的機能支払活動組織の大規模化に向けた動きがあるようですが、多面的機能交付金の活用は農振地域外、いわゆる用途地域にとっては大変有難いことだと思っております。そこで、次の5点について質問を致します。

多面的機能交付金とはどのようなものなのでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の多面的機能支払交付金についてのご質問に答弁をさせていただきます。多面的機能支払交付金とは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基

づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために交付される交付金でございます。農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しているものでございます。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じており、また共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念されているところでございます。こうした事態に対処するため、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動や水路・農道・ため池の軽微な補修、外来種の駆除やビオトープ作り、更に農用施設の長寿命化のための活動等を行う活動組織に対し、その活動の原資となる交付金を交付するものでございます。なお、活動組織に支払われる交付金の財源と致しましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっており、活動組織はこの交付金の範囲で活動を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2つ目です。多面的機能支払活動組織とはどのような目的の組織なのか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の多面的機能支払活動組織の目的についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払活動組織の主な活動と致しましては、農地維持活動と資源向上活動が挙げられます。農地維持活動は、水路の草刈り・泥上げや農道の路面維持といった地域資源の基礎的な保全活動や活動組織の体制の強化、保全管理構想作成といった地域資源の適切な保全管理のための推進活動を指します。資源向上活動は、水路、農道、ため池の軽微な補修、水質調査や外来種の駆除といった農村環境保全活動、防災・減災力の強化や遊休農地の有効活用などの多面的機能の増進を図る活動、更には老朽化の進む水路等の補修・更新などといった施設の長寿命化のための活動を指します。こうした農地維持活動や資源向上活動を通じ、活動地域内に存在する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることが多面的機能支払活動組織の目的でございます。このような農用地や水路、農道等の管理を農業者個人ではなく地域全体で支えることで特定の農業者に負担が集中することを防ぎ、結果として農地の集積や有効活用を後押しするという目的もでございます。なお、令和5年度時点において、町内には8つの活動組織が活動しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。組織の体制はどのようになりますか。また、参加予定の水利組合は何団体になる予定でしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の多面的機能支払活動組織の体制及び参加予定の水利組合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多面的機能支払交付金の交付を受けるための活動組織は、集落単位、ため池や堰などの水系単位、ほ場整備事業などの事業実施区域単位等、一定の区域を区切って対象地域とし、地域内の農業者や地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者を構成員として設立致します。町内の既存の活動組織は1組織を除いて水利組合の所管する範囲を単位として設立されており、残る1組織は水利組合内の一部地区を単位として設立されています。これらの組織は、組織運営の基本となる規約を定め、代表、書記、会計、監査役といった役員を選任して運営しております。令和5年度現在、町内で活動している8つの活動組織は、いずれも令和5年度で5ヶ年の活動計画を終了するため、令和6年度からの新計画を作成する必要がありますが、組織構成員の高齢化や人数の減少もあり、複数の活動組織から活動の継続が難しくなっているとの申出がございました。そこで、活動組織における大きな負担となっている交付金の申請に係る各種事務を多度津町土地改良区に委託することで事務負担を軽減し、同時に対象地域を本町全域とすることで地区の垣根を超えた人員の融通を容易になるなど、今後の農地維持に資する活動組織の大規模化を既存の8つの活動組織と現在活動組織がない地域の水利組合に提案し、本町全域を対象とした1つの大規模な活動組織を設立することを推進しているところでございます。

以上が、活動組織の大規模化の概要でございますが、大規模化された活動組織におきましては、全体を統括し、活動計画の作成や交付金申請に関する事務を執り行う事務局と実際に農地維持や資源向上のための活動を行う各地域組織といった組織体制になります。町内には15の水利組合が存在しておりますが、令和5年11月時点で12組合がこの大規模化に参加を予定しております。残る3組合に対しましても引き続き、参加を呼び掛けてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁に対して再質問をさせていただきます。本町全域を対象とした1つの大きな活動組織ということなのですが、全水利組合が参加されなくても特に問題はないのでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の全ての組合が参加しなくても大規模化が可能なのかという再質問に対して答弁をさせていただきます。

大規模化の活動組織の対象区域は、原則、地域の実情に合わせて設定することができ、



本町全域のうち、一部の地域を除いた範囲を対象地域として大規模組織を設立することも可能となっております。従って、現時点で参加を決められていない3つの水利組合が参加されない場合におきましても令和6年度からの大規模組織設立は可能となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目です。各地区の交付金申請手続き、支払いはどのようにお考えでしょうか。お伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の各地区の交付金申請手続き及び支払についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の構想では、本町全域を対象地域として1つの大規模組織を立ち上げる予定としておりますので、交付金申請手続きは、この一組織として行うこととなります。各地域で実際に行う予定の活動内容を事務委託を受けた多度津町土地改良区において取りまとめ、これを基に事業計画や活動計画書を作成したり、交付金の交付申請をしたりといった事務作業を行います。

町から交付する交付金は、対象地域全域分が一括して交付されますので、これを各地区へ配分致します。これは農地面積に応じて按分した額をまとめて各地区へ渡すのか、あるいは各地区が行った活動に応じて、その都度必要な額を渡すのかといった配分方法については、現在、組織の大規模化に向けた準備委員会を開催して調整を行っているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

事務委託は土地改良区にお願いをするということなのですが、各水利組合は、負担額ってというのは発生するのでしょうか、お伺いします。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員の事務手続きの土地改良区に対する費用についての再質問に答弁をさせていただきます。

活動組織から土地改良区が事務委託を受けるに当たって、土地改良区におきまして事務専任の事務員を1名雇用する計画としております。この人件費と必要となる事務経費等を合わせて委託費とし、これが、大規模化された活動組織に請求される形となってきます。また、この委託費は、活動組織の必要経費と見做されますので、本件のこの交付金から充当して支出することが出来るものとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。この組織の今後の活動計画について、お聞かせ下さい。よろしくお伺い致します。

産業課長（村井 崇一）

兼若議員のこの組織の今後の活動計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、準備委員会において、既存の活動組織及び新規に活動に加入する水利組合の間で新組織の構成等について協議を行っている段階でございます。今年12月中を目途に新組織の規約案を取りまとめ、各地区で既に行っている活動やこれを機に行いたいと考えている活動についてヒアリングを行い、来年1月に集めた情報を基に事業計画案を作成する予定としております。同時に、新たに活動に参入する地区におきましては、活動の趣旨に同意して頂ける農地の地権者の方や農業者の方に同意を取り付け、協定農用地及び構成員のリストアップを行って頂きます。そして、来年3月に新組織の設立総会を開催し、4月1日から活動を開始する予定としております。多面的機能支払交付金事業は全額交付金の範囲内で活動を行うことから、一般的な補助金制度と異なり地元負担金が生じないことなど、地域住民主導で行う今後の農地維持にとって非常に有益なものでありますので、今後も本事業の推進に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次3つ目の公園整備についてお伺いしたいと思います。

国土交通省は来年度、子どもや子育て世代の目線に立った公園整備を進めるため、自治体に対する新たな支援制度「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設する方針を打ち出しました。自治体の公共事業などを支援する社会整備総合交付金を活用するとあります。そこで、次の5点について質問致します。

まず1つ目です。こどもまんなか公園づくり支援事業の情報は承知されていますか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の「こどもまんなか公園づくり支援事業」の情報は承知されていますかのご質問に答弁をさせていただきます。

「こどもまんなか公園づくり支援事業」につきましては、11月12日付の四国新聞の記事でございますとおり、令和6年度の国土交通省都市局関係予算概算要求概要において「こどもまんなかまちづくり」を推進するための施策の一つとして「こどもまんなか公園づくり支援事業」の予算要求がなされたところでございます。

これにつきまして、県都市計画課に制度設計などの詳細情報を確認したところ、現時点で国土交通省から詳細な情報について提示がないとのことでありますので、改めて国土交通省四国地方整備局へ問い合わせさせて頂きましたが、予算要求の段階であり、確定した情報が無く現段階ではお示しするものがないとの回答があったとのこと。今後、新年度予算が国会で承認され次第、本事業について制度設計などの詳細な情報に関して提供があるものと見込まれますので、詳細が判明した場合に

は、速やかに情報提供を頂くようお願いしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2つ目です。多度津町で今後、新たな公園整備の予定はありますか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の新たな公園整備の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園につきましては、子どもたちの遊び場として、また、高齢者にとっての身近な憩いの場として、さらには多世代が交流する地域コミュニティ活動の場として重要な役割を担っており、災害時には避難場所や救援活動の拠点になるものと考えております。また、公園の木々は、人々に潤いと安らぎを与え快適な空間を提供するなど都市整備において生活環境の向上のための重要な施設であります。現在は、駅周辺地域におきまして、都市構造再編集中支援事業を活用し、駅周辺の未利用地を西側駅前広場として整備し、生活環境の向上に取り組んでいるところでございます。西側駅前広場以降の公園整備については、現時点では未定でございますが、公園については、生活環境を向上する上でも必要不可欠であると認識しております。新たに創設される制度の「こどもまんなか公園づくり」を含め、補助制度の活用を研究するとともに、既存公園の維持管理についても地域の皆様の協力を得ながら、安心・安全で快適な居場所としての公園づくりを目指して取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。道福寺公園はボール遊びが禁止されています。令和5年3月の一般質問のご答弁で、建設課長はボール遊びを特化したような公園づくりも必要かと考えている。とのことでしたが、その後のボール遊びに特化した公園の状況は、いかがでしょうか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員のボール遊びを特化したような公園づくりのその後の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ボール遊びに特化したような公園づくりにつきましては、令和5年3月定例会でもお答えしましたように、子どもたちが安心して安全にボール遊びが出来るためには、事故等の発生や他の公園利用者への迷惑防止のためにゾーン分けするか、ボール遊びに特化した公園の整備が必要と考えております。現在、ゾーン分けした公園としましては堀江公園がございますが、各地区において安心してボール遊びが出来る公園は不足していると認識しております。ボール遊びに特化した公園を整備するには用地の確保やフェンスの設置など多額の整備費用が想定され、現時点で早期の整備は困難であると考えております。今後は、既存の公園を改良する方法のほか、

新たな補助制度も創設される方針であることから、既存の補助メニューを含め様々な制度の活用について、引き続き検討を行い、ボール遊びが可能な公園の確保に向けた取組を継続してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目です。「こどもまんなか公園づくり支援事業」を利用して公園整備をし、子育て世代に住んでもらえる町づくりを目指すべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の「こどもまんなか公園づくり支援事業」を利用した子育て世代に住んでもらえる街づくりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

こどもまんなか公園づくり支援事業につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり具体的な制度設計が分からない状況ではありますが、議員ご指摘のように子育て世代に住んでもらえる町づくりを目指すには、公園は必要であると認識しております。また、本町の都市計画マスタープランにおきましても中心市街地の課題と致しまして公園不足が挙げられておりますことから、新たな補助制度も含めた各種制度の活用を研究し、子どもたちの遊び場のほか、地域住民の皆様をはじめ多世代の方々の交流が生まれ、地域の活性化に繋げるとともに日常的な賑わいを創出することで、そこに住みたいと思えるような魅力ある町づくりを目指し、公園整備に関する取組を継続してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5つ目です。道福寺公園は、休日になると朝から沢山の方で賑わっております。駐車場については高架下に数台分確保して頂き、以前の道路脇に止める車は少なくなりました。ただ、高架下の駐車場はロープを地面に張ってあるだけで、風が吹けば土埃がし、暴風雨の後は多少のぬかるみがあります。多くの公園利用者は、小さなお子様連れです。利用者目線からして、舗装工事をされる予定はないのでしょうか。お伺い致します。

建設課主幹（喜田 浩希）

兼若議員の道福寺公園について高架下を利用した駐車場の舗装整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道福寺公園は、開園以降、幼児から高齢者まで多世代にわたり非常に多くの方に利用頂いており、また、当公園は県道多度津丸亀線の沿道にあり、町内外を問わず多数の利用者が訪れ、休日になりますと駐車場が満車になってしまう状況でありました。このような事態を解消し、利用者の利便性を向上するため、県道高架下の県有地を道福寺公園の駐車場用地として活用することで駐車場不足を解消してまいりました。駐車場の現状につきましては、ロープで駐車区画の表示を行っておりますが、高架下で直接雨が当たらない場所でありますことから、舗装整備までは行って

いない状況です。駐車場の舗装整備を実施する場合には費用も多額になるため、現時点での整備は困難であると考えていますので、公園全体の維持管理の中で当該駐車場におきましても公園の利用者の利便性が損なわれないよう継続的に維持管理を行いまして、安全に安心してご利用頂けるよう努めてまいりたいと考えております。また、舗装整備に関しましては財源に有利となる利用可能な補助制度について研究し活用することで、財政状況に合わせた整備について検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

色々質問をさせて頂きましたが、やはり利用者目線に合ったものづくり、また、当初、新しいものを造った時にはいいんですが、その後の維持管理等にはやっぱり多額の費用がかかると思います。多度津町は裕福ではありませんので、お金の使い道っていうのは、非常に皆さん頭を悩ませるところではあると思いますが、やはり住民の皆様が良かったと思えるような、お金の使い方を皆さんで考えていきたいし、我々議員も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上で、6番、兼若 幸一の一般質問を終わります。